第2次羽島市人権施策推進指針の概要

推進期間：令和5年度～令和9年度

資料２

生き方が多様化し、様々な価値観が生まれる中、性の在り方やSNSを巡って新たな人権問題が顕在化しています。また、「誰一人残さない」持続可能でよりよい社会を目指すSDGsには、人権尊重の理念と重なる姿があります。そうした社会情勢をもとに策定した本指針に基づき、市民一人ひとりが尊重され、お互いを認め合うことができる社会の実現に向けて、各種取り組みを進めていきます。

基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、市民が主体のまちづくりの実現

大切にしたい視点

一人ひとりが自分を大切にし、一人ひとりのちがい（多様性）を認める

基本的施策

3つの柱

人権教育・啓発の推進
～互いに認め共に支え合う心の育成～

相談・支援の充実
～一人ひとりの安心を守る体制の整備～

多様な主体との連携・協働
～共に手を取り合う体制の強化～

施策の方向性

（人権教育）
- 学校教育における人権教育の推進
- 社会教育における人権教育の推進

（人権啓発）
- 対象者や課題に応じた人権啓発の推進
- 人権意識を高める機会の充実

相談・支援の充実
- 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 状況やニーズに応じた支援の充実

多様な主体との連携・協働
- 関係機関との情報共有・連携強化
- 市民等との協働活動の推進

分野別施策

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障がい者の人権
- 部落差別（同和問題）
- 外国人の人権
- 感染症患者等に関する人権
- インターネットによる人権侵害
- 多様な性に関する人権
- 働く人の人権
- さまざまな人権
  - ・災害に起因する人権
  - ・犯罪被害者とその家族の人権
  - ・刑を終えて出所した人の人権
  - ・人身取引
  - ・北朝鮮当局いよる拉致問題
  - ・アイヌの人々の人権
  - ・ホームレスの人権